奈良県警察本部

オープンカウンター方式による見積依頼について

・　オープンカウンター方式とは、相手方を特定せず案件を公開し、一定の資格を有する見積参加業者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式で、随意契約を前提とした見積依頼です。
・　提出された有効な見積書のうち、最高価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
・　参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記２の問い合わせ先までご連絡ください。

≪留意事項≫

１　見積合わせに参加する者に必要な資格等

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
⑶　警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑷　警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　上記のほか、案件ごとに参加資格を定めている場合には、当該参加資格を有している者であること。

２　問い合わせ先

奈良県警察本部警務部会計課調度係
〒６３０－８５７８　奈良市登大路町８０番地
代表電話番号　０７４２－２３－０１１０（内線２２４６）
参加を希望する方は、上記の内線番号に連絡し「〇〇の見積依頼の件」とお伝えください。担当者から説明いたします。
※見積書提出後は当該調達に関する異議の申し立ては受け付けません。

３　見積書の提出

⑴　見積書は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、封筒の表に「〇〇〇〇（案件名）オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きしてください。
⑵　仕様書に「相当品可」等の表示がある場合は、案件に係る相当品等による見積参加を認めます。ただし、事前承認を必要とし、別途指定する期日までに相当品に係るカタログ又は仕様書を持参、郵送するか、ファクシミリにより申請することとします。
⑶　見積書は上記２へ提出してください。

４　見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書はこれを無効とします。
⑴　必要な資格を満たさない者が提出した見積書
⑵　見積書の記載及び押印に不備があるもの
⑶　同一の見積りについて、２通以上提出された見積書
⑷　不当な価格のつり上げ（下げ）、談合等の背信行為又は連合と認められる場合及び疑いのある場合
⑸　金額を訂正した見積書
⑹　錯誤により提出されたと認められる見積書
⑺　誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの
⑻　提出期限までに到達しなかったもの
⑼　見積書等作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

５　契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格を満たす最高価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方といたします。
見積額は、特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。
契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

６　見積合わせ結果について

契約の相手方に決定した事業者の方にのみ連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積提出期日後、上記２にお問い合わせいただければ、決定業者及び金額についてお伝えします。

７　契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります）。

８　その他

⑴　見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。

⑵　上記５において、同価の見積が２者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。

⑶　参加者不在又は予定価格に達した見積書がない場合は、別途選定した者への見積依頼、又は随意契約の協議を行うことができるものとします。

⑷　契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。